

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
1	募集要項	8 (4)修繕費について	「50万円以下の建物の付帯設備、備品に係る修繕について～」の内、「建物の付帯設備」とは給排水設備、空調設備、消防設など建物の維持管理に必要な設備であるという認識で間違いはないでしょうか？ 市と指定管理者における「修繕費の費用負担区分(例：〇〇万円以下は指定管理者負担、それ以上または構造・基幹設備は市負担など)」の明確な基準や取り決めはどのようになっていますでしょうか。また、過去3～5年間の「修繕・機器更新の実績(金額および内容)」に関する資料を開示いただくことは可能でしょうか。 ここでいう「備品」とは遊具、運動器具・用具、棚、机、イス、救急安全用品など利用者が使用するものも含まれるのでしょうか？	「建物の附帯設備」及び「備品」の取扱いについては、募集要項6(4)に記載の考え方にに基づき、個別の内容に応じて判断します。修繕費の費用負担区分については、募集要項6(4)に記載のとおりです。 なお、過去の修繕・機器更新実績については、現地説明でお渡しした参考資料を参照してください。 備品の考え方については、お見込みのとおりです。
2	仕様書	5 (3)施設の維持管理に関して行わなければならない業務	業務委託の範囲(ア～カ)：建築物保守管理、設備機器管理、清掃、備品管理、保安警備、環境衛生管理のそれぞれにおいて、直近で締結している「委託業務仕様書」内容の明細および定期点検・保守点検の業務委託一覧表(実施頻度・点検項目がわかるもの)点検報告書」をご提示いただけますでしょうか。過去1～3年分の「年間保守点検計画表」および「各項目の定期点検報告書」や保守点検項目リストの開示をお願いします。また各設備の業者リスト(協力会社)を教えてくださいたくことは可能でしょうか。	点検内容や手法および委託先に関しては現指定管理者にて選定及び提案をしています。指定管理者制度開始前の仕様書を開示しますので、基本的な考え方を参考に、現在の施設の状況や関係法令等に照らし合わせてご提案ください。 現在の委託先に関しては、指定管理者により選定しておりますので、非開示といたします。応募事業者にて選定しご提案ください。
3	仕様書	5 (3)施設の維持管理に関して行わなければならない業務	設備機器台帳・機器リスト:対象施設(特に土居総合体育館の地下ピット室、プール採暖室、空調設備、照明、浴室設備、ろ過設備、消防設備等)に設置されている「機器台帳(メーカー、型式、設置年、数量)」の機器リストをご提供いただけますでしょうか。こちらに限らず土居体育館に備わっているすべての設備台帳の開示をお願いいたします。(管理対象となるものすべてをお願いできますでしょうか。例、消防、空調、特殊建築物、音響設備、給場ポンプ、ろ過設備、ガス設備、電気等。) またそれらに係るすべての設間図面の開示をお願いいたします。	対象施設の設備機器台帳、機器リスト及び各種設備図面については、市で保有しているものは閲覧いただいた資料になります。(建築当時の図面であるため、現状と一致しない箇所もあります。)その他、必要に応じて指定管理者において図面を基に整備しております。指定管理者が整備した資料は施設の維持管理に関する詳細情報及び管理運営上のノウハウを含むことから非開示といたします。 応募に当たって必要な情報については、募集要項、仕様書・図面にてご確認ください。
4	仕様書	5 (3)施設の維持管理に関して行わなければならない業務	プール関連設備:プールおよび気泡プール、採暖室、浴室等における水質管理、薬剤(種類)など、水質検査頻度と項目、ボイラー・循環ろ過設の点検内容・委託状況・水質分析に関する仕様や実績をご教示いただけますでしょうか。また薬品の使用量と実績費用の開示をお願いします。	プール、気泡プール、採暖室、浴室等に係る水質管理、水質検査、設備点検その他維持管理については、関係法令及び関係基準に基づき実施しています。 詳細な管理方法、点検内容、委託内容、薬剤の種類・使用量及び実績費用等については、現指定管理者の維持管理手法及び運営ノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。
5	仕様書	6 (3)施設の維持管理に関して行わなければならない業務	過年度の委託仕様:「一般廃棄物」および「産業廃棄物」の回収・処分業者の開示をお願いします。現行の「廃棄物処理委託に関する仕様書(回収頻度、指定袋の有無、回収場所等)」をご提示いただくことは可能でしょうか。 出実績データ:体育館やプール、各種イベント等から発生する「年間廃棄物排出量(重量・容量)および処理費用の過去実績」をご教示いただけますでしょうか。	市及び県のホームページに廃棄物の収集運搬業者名簿が掲載されておりますので、そちらをご確認ください。 なお、現行の業者に関しては指定管理者が選定しており、運営に関わるノウハウを含むことから、非開示といたします。 排出量に関しては、それぞれの応募事業者の取り組みや提案内容において増減するものですので、必要量を試算ください。
6	参考資料	令和7年度の利用者 令和7年度の利用者 数の内訳・合計値について	令和7年度の利用者数の内訳・合計について 9/8(火)現地説明会にて頂きました「四国中央市土居総合体育館 参考資料」P8経営支援課 (2)土居総合体育館事業実績 ウ.施設別利用者数、延べ人数には令和7年度実績を合算すると156,673人とあります。一方、四国中央市土居総合体育館等指定管理者業務仕様書の7ページ、「6指標の設定 (2)市が設定する指標」にございます現在の数値(令和7年度)では施設利用者数が171,855人で、15,182人の差があります。KPI180,000人の基準値及び利用促進計画の前提となるため確認したい事項は下記でございます。 令和7年度の施設利用者数について、正式な合計値及び9/8(火)現地説明会にて頂きました「四国中央市土居総合体育館参考資料」と四国中央市土居総合体育館等指定管理者業務仕様書の7ページ、「6指標の設定 (2)市が設定する指標」との差 15,182人の内訳をご教示いただけますでしょうか。併せて、各施設・各利用区分ごとの確定値をご提示いただけますでしょうか。	現地説明会の参考資料156,884人が正しい数字となります。 修正後の募集要項及び仕様書を掲載します。 各施設・各利用区分ごとの内訳は現地説明会の参考資料のとおりです。
7	仕様書	7 6指標の設定 指定管理者に期待する数値	利用者数の集計基準とKPI180,000人の定義について 施設利用者数の算定について、団体利用、個人利用、フィットネス、スクール、同一人の同日複数利用等の具体的な算出方法をご教示ください。(例 団体利用は応援者数も含む、スクールの保護者数も含むなど。応援者数をカウントするとなりますと、その算出方法の実施方法をご教授いただけますでしょうか)次期KPI180,000人の集計基準として把握、理解したいと思います。	本施設の利用者人数合計です。観客や保護者は含みません。
8	参考資料	2. 土居総合体育館運営管理状況 (1)土居総合体育館収支決算 支出)	過年度支出額の資料間差異について 現地説明会参考資料と、市ホームページで公表されている過年度の過年度支出額の資料間差異について現地説明会参考資料と、市ホームページで公表されている過年度の指定管理業務補足資料で支出合計に差がある理由について、集計範囲・費目区分・会計処理の違いをご教示ください。可能であれば、各年度の対応表または詳細内訳をご提示ください。収支計画の基礎原価に直接影響するためでございます。 現地説明会 参考資料p4の支出合計はR4 149,623,490円、R5 149,840,605円、R6 151,574,774円ですが、市ホームページで公表されている指定管理業務補足資料の支出計は、R4157,975,628円、R5 157,822,236円、R6 161,002,283円とあり、各年度約800から1,000万円の差があります。	現地説明会時に配布した資料には事務及び事業実施に関連する費用は含まれておりません。 各応募者にて市ホームページで公開されている指定管理業務補足資料を参考に積算してください。
9	参考資料	2. 土居総合体育館運営管理状況 (1)土居総合体育館収支決算 支出)	令和7年度管理費・収支の詳細内訳について 令和7年度の管理費93,384,721円について、光熱水費、保守点検費、清掃費、警備費、修繕費、消耗品費、事務費、その他令和7年度管理費・収支の詳細内訳について令和7年度の管理費93,384,721円について、光熱水費、保守点検費、清掃費、警備費、修繕費、消耗品費、事務費、その他主要費目の内訳をご提示いただけますでしょうか。併せて、令和7年度の最終収支決算額をご教示ください。 令和5年、令和6年と指定管理料が大きくなっております原因を、LED化等で省電力化が進んでいるのかと思ひまして。 現地説明会 参考資料P4ではR7の支出 合計141,953,082円(人件費48,568,361円、管理費93,384,721円)とされています。次期収支計画にて、管理費に含まれる光熱水費、保守、清掃、警備、修繕、消耗品、事務費等を分解して積算する必要があります。	市ホームページで公開している事業評価の補足資料をご確認ください。 LED化はしておりません。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
10	募集要項	7 6管理に要する経費 (2) 管理運営経費	次期指定管理料基準価格108,649千円の積算根拠について 年間基準価格108,649千円について、人件費、事務費、光熱水費、維持管理費、修繕費、事業費、その他経費及び利用料金収入見込額等、算定の基礎となった積算内訳及び主な増額要因をご提示いただけますでしょうか。仮定としてR6年度にLED 化が完了したなら光熱水費の次期算定に影響します。また経年劣化に伴う修繕費が継続的にどこいうところで発生しているか把握し、支出算定したいのが目的でございます。 ※令和7年度の指定管理料66,239,089円に対し、次期募集の年間基準価格は108,649,000円で、約42,409,911円、約64%増となっています。基準価格に含まれる費用と収入見込を把握しなければ、適正な価格提案ができないためです。	指定管理料については、昨今の物価上昇、最低賃金等の上昇、光熱水費上昇、施設老朽化に伴う修繕等の増加、利用料金収入の傾向値を踏まえて積算したものです。
11	参考資料	2. 土居総合体育館運営管理状況 (1)土居総合体育館収支決算 収支)	令和8年度の直近実績について R9年度の事業計画・収支計画を策定するうえでは、R7確定値だけでなく直近R8のトレンド把握が重要でございます。R8年度について、四国中央市様へ指定管理者が報告済みの、直近月までの利用者数、会員数、利用料金等収入、指定管理料、主要光熱水費、修繕費及び収支について、四国中央市様へ提出済みの月次報告書をご提示いただけますでしょうか。	追加資料をご覧ください。
12	仕様書	7 6指標の設定6指標の設定 (2) 市が設定する指標	利用者満足度81.8%の調査詳細について 令和7年度の満足度81.8%について、調査時期、回答者数、回答方法、設問別結果、自由記述の主な内容及び改善要望の多かった内容と計算方法をご提示いただけますでしょうか。市民、利用者声を次期改善策に反映させたいと思います。 次期KPI は満足度83.0%であり、現状81.8%からの改善には、設問別の現在の弱い点と利用者要望を特定する必要があります。	自由記述の主な内容及び改善要望の多かった内容については現指定管理者のノウハウに係る部分もあり、公表している情報以外は控えさせていただきます。
13	参考資料	エ. 都度利用者数	都度利用者減少の要因について 「四国中央市土居総合体育館 参考資料」P9では都度利用者の合計がR6 6,832人からR7 5,243人へ約23%減少しており、プールのみ、浴室のみ等で減少が見られます。 令和7年度に都度利用者が減少した主な要因として、工事・設備停止・営業制限・料金変更・集計方法の変更・競合環境等、把握されている事項があればご教示ください。 次年度以降の改善策を検討するためでございます。	都度利用者数に関しては、人口減少等が主な要因として考えられ、休館等はありません。
14	参考資料	オ. 水光熱使用量	電力契約・デマンド・料金構造について R4～R8の電力について、契約先、契約種別、契約電力、最大デマンド、電力単価、燃料費調整額、再エネ賦課金、補助・激変緩和措置等を確認できる資料をご提示いただけますでしょうか。 現地説明会にいただきました「四国中央市土居総合体育館 参考資料」P9、P10ではR4→R7で電力使用量は約3.3%減に対し、電気料金は約39.6%減と読み取れ、単価・燃料費調整・補助等の影響が大きい可能性があります。省エネ効果を正しく評価するために必要でございます。	電力会社は指定管理者にて安定供給やコストメリットを考慮して選定しています。現指定管理者の運営ノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。
15	参考資料	オ. 水光熱使用量	水使用量の増加要因・用途別計測について 令和7年度の上水使用量増加について、プール補給水、逆洗、浴室、シャワー、清掃、漏水等の用途別使用量又は増加要因を四国中央市様へ現指定管理者から報告されている情報をお教えください。併せて、設備別・系統別のサブメーター設置状況をご教示ください。 P9では上水使用量がR6 26,187m3からR7 28,627m3へ約9.3%増加しています。プール施設では補給水・逆洗・浴室・シャワー・漏水等が主要要因となるため、用途別把握が重要と考えております。	上水使用量の増減要因については、施設の老朽化に伴う漏水も1つの要因と考えます。 また、設備別又は系統別の使用量を把握するためのサブメーターについては設置しておりません。
16	参考資料	カ. 修力. 修繕等一覧 (四国中央市発注分)	次期指定期間中の大型改修・休館予定について R9～R13年度に市が予定又は検討している大規模修繕、設備更新、長期休館又は部分閉鎖を伴う工事について、現時点の計画・優先順位・概算時期をご提示いただけますでしょうか。 市発注の修繕・改修がR4～R7で累計約100.883304百万円、R7だけでも約42.35百万円でこの年度が約半分ほどとなりおりスポット改修が発生しています。次期5年間の大型工事は利用者数・収入・安全運営に直接影響するためでございます。	令和9年度～13年度において、実施が確定している工事等は現時点ではございません。 今後、大規模改修等が必要となった場合は、指定管理者と協議のうえ実施します。なお、市の都合により休館となる場合は、リスク分担表に基づき補償等についての協議を行います。
17	仕様書	4,5 5業務内容	会員等の個人情報以外の情報・前受金の引継ぎについて 会員・スクール等の利用者様が最小限の負担とするために、次期指定管理者へ引継ぎ可能なデータ範囲、本人同意等の手続、引継ぎ時期など四国中央市様のシナリオをご教示くださいませ。併せて、R9年4月以降にまたがる会費・教室料金・回数券等の前受金の精算・承継方法のお考えをご教示ください。 指定管理者変更時に、会員・スクール利用者が継続利用できるかはサービス継続性に直結します。また、会費、教室料金、回数券等の前受金処理は新旧指定管理者間の精算に影響するためでございます。	現在の会員管理システムは指定管理者が独自に運用しているものであり引き継ぐことはできません。会員管理システム等に関しては、次期指定管理者にてご提案頂く必要があります。 また、利用者からの同意なしに次期指定管理者へ個人情報を引き継ぐことはできませんので、引継ぎ期間中に館内に案内ブースを設けるなどして、利用者から直接取得をして頂く必要があります。
18	仕様書	4,5 5業務内容 (1) 施設の運営に関する業務 ク 総合型地域スポーツクラブ活動支援業務(活動枠の設定及び連絡調整) ケ 関係機関及び地域との連携に関する業務	優先利用枠・年間大会・自主事業可能枠について 県・市・スポーツ協会・総合型地域スポーツクラブ等の優先利用について、年間の固定枠・大会予定・実績をご提示いただけますでしょうか。併せて、現状で比較的空きの多い曜日・時間帯が分かる資料があればご提示ください。 県・市・スポーツ協会・総合型地域スポーツクラブ等の優先利用枠を把握し、自主事業の実施可能時間や施設稼働率を検討するためでございます。	市内体育館の優先利用団体による施設利用は、毎年調整作業を行い、決定しております。(令和7年度約60件。市中学総体や、市のイベントなどが主なものとなります。)令和8～9年度に実施されている川之江体育館の改修工事中は、土居総合体育館の利用が増える可能性もあります。 空きの多い曜日や時間帯に関しては時期によって変動いたしますので法則性はございません。
19	仕様書	6,7 (6) (6) 事業報告等(ア 事業計画イ 月例報告ウ 中間報告エ即時報告オ随時報告カ事業報告 キ その他) (7) その他	月例報告・モニタリング等の現行の報告内容について 現在四国中央市様へ提出している月例報告、中間報告、事業報告、修繕報告、事故・苦情報告、セルフモニタリング、第三者評価等の様式及び開催方法について、ご提示いただけますでしょうか。 次期指定管理者には月例報告、中間報告、事業報告、セルフモニタリング、第三者評価等が求められます。現行様式を事前把握することで、業務設計・DX による効率化・必要工数の積算が可能になります。	モニタリング等の様式や開催方法については、指定管理者の提案により市と協議のうえ決定しております。様式につきましては、指定管理者のノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。応募事業者にて、ご提案をお願いします。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
20	要項	7 6 管理に要する経費 (1) 利用料金／四国中央市体育施設条例別表第3	会費について 会費は条例上の利用料金、または自主事業収入でしょうか。 収入の91.4%が会費です。条例別表第3の利用料金なら市長承認が必要で、料金設計の自由度が大きく変わります。収支計画書の計上区分も変わりますので教えてくださいませ。	会費は利用料金です。
21	参考資料	5 ア 売上実績	収入の状況を正確に把握し、月別の収支計画を策定するため、項目別売上について令和6年度4月～3月、令和7年度4月～3月、令和8年4月～8月の月別実績をご教示ください。	追加資料をご覧ください。
22	参考資料	5 ア 売上実績	収入の状況を正確に把握し、収支計画を策定するため、「③営業収入」の内、「その他」の売上が令和4年度9,320,952円、令和5年度503,722円、令和6年度551,142円、令和7年度754,155円となっているが、その内容と金額をご教示ください。	令和4年度に関しましては新型コロナウイルス感染症による休館に伴う営業補償金が含まれます。その他に関しては指定管理者による物販等の売上が含まれます。
23	参考資料	5 ア 売上実績	収入の状況を正確に把握し、月別の収支計画を策定するため、「⑤自主事業収入」の売上項目の「プロショップ、コース型教室、有料プログラム、短期教室、回数券、バイオメトリクス」について、それぞれの内訳詳細をご教示ください。	内訳に関しては指定管理者の自主事業であるため、非開示といたします。
24	参考資料	18～21 設備維持管理業務 定期点検実施報告書	適切な修繕計画策定が必要となるため、現指定管理期間の建物・設備に関する「定期点検報告書」等の記録や修繕等の記録は次期指定管理者には、どの書類が引き継がれるのかご教示ください。	指定期間終了時の引継ぎ資料については、市及び次期指定管理者が円滑に施設運営を開始できるよう必要な資料を引き継ぐものとします。引継ぎの対象となる資料及びその範囲については、法令、ガイドライン、協定書等に基づき市が個別に判断します。 なお、現指定管理者が作成した維持管理手法、修繕計画その他のノウハウに関する資料については、引継ぎの対象とすることを予定していません。
25	参考資料	8 利用者数	賠償保険の対象となる会員と会員を除く都度利用者は、それぞれ保険料の算出方法が異なるため、令和7年度の施設別利用者数「フィットネス」120,622人の内、会員が大人・子供別に何人で都度利用者が何人なのかをご教示ください。	令和7年度の利用実績は、フィットネス112,500名(大人:105,611名、小人:6,889名)、都度利用5,243名(大人:4,642名、小人601名)、自主事業2,879名(小人:2,879名)となります。
26		NHK受信、JASRAC費用	自主事業運営費の積算を正しく行うため、現状のNHK受信料契約とJASRACとの音楽著作権使用許諾契約について、契約者、契約内容、年間支払金額をご教示ください。	自主事業に関する部分であり指定管理者のノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。応募事業者が実施を予定している自主事業の内容に応じて積算ください。
27	参考資料	10 水光熱使用料(電気)	電気料金が令和4年度33,990,954円、令和5年度32,002,101円、令和6年度26,494,585円、令和7年度20,524,486円と4年間で年間13,466,468円減少している。水光熱費の変動要因を把握し、将来の水光熱費を適切に見込むため、令和6年7月・8月・9月、令和7年7月・8月・9月、令和8年7月・8月・9月の電気検針票・契約電力、電気料金の請求明細書をご提供ください。	No11およびNo14の回答を参照ください。
28	参考資料	10 水光熱使用料	令和4年度～令和7年度の水光熱使用料は4年間で比較し、57,315,251円(令和5年度)と48,610,428円(令和7年度)で、8,704,823円の差額となっている。水光熱費の状況を正確に把握しなければ、令和9年度以降の水光熱費を適切に見込むことが難しいため、令和8年度4月～8月の電気・上水道・灯油・LPガスの月別使用量及び金額実績をご教示ください。	追加資料をご覧ください。
29	参考資料	10 水光熱使用料	水光熱水費を正確に見込む必要があるため、現指定管理期間中に電気の使用量・金額が大幅に減少している要因をご教示ください。 電気料金が令和4年度1,044,504kwh・33,990,954円、令和5年度1,088,601kwh・32,002,101円、令和6年度1,070,441kwh・26,494,585円、令和7年度1,066,446kwh・20,524,486円と4年間で年間34,725kwh・13,466,468円減少している。各年度の最大需要電力量および契約電力が判る資料(電気検針票・請求明細書)をご教示ください。	指定管理者の企業努力等によるものと考えます。 No11およびNo14の回答を参照ください。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
30	募集要項 参考資料	7 6(2)管理運営経費 (1)土居総合体育館収 支決算 収入	募集要項記載の指定管理料上限額108,649千円は、参考資料記載の令和4年度～令和7年度の指定管理料の実績額平均額69,792千円と比較し、38,857千円増加している。募集要項で修繕費等の各年度の負担額上限額を10,000千円と令和4年度～令和6年度の修繕等の平均額6,175千円から3,825千円増額することを定めているが、残りの35,032千円の増額理由が明記されていません。令和9年度以降の事業計画・収支計画を適切に立てるため、指定管理料の増額の理由についてご教示ください。	No10の回答を参照ください。
31	募集要項 参考資料	8 市と指定管理者の修 繕の役割分担	修繕費の指定管理者負担額を適切に見積るため、50万円超の修繕を指定管理者が負担した理由および判断基準をご教示ください。募集要項では建物附帯設備・備品等に係る修繕について、1件当たり50万円を超える修繕は原則として市負担とされています。一方参考資料の力)修繕等一覧(コナミ)では令和5年度No.8 792,000円、No.14 1,034,000円、令和6年度No.6 528,000円、No.17 572,000円、令和7年度No.21 1,980,000円、と50万円を超える案件が見受けられます。これらの案件について指定管理者が負担した理由及び判断基準をご教示ください。	募集要項6(4)に記載のとおり、建物の附帯設備・備品等に係る修繕のうち1件当たり50万円を超えるものについては、案件ごとに協議の上、原則として市の負担としています。施設管理の効率性及び緊急対応の必要性等の観点から、指定管理者が実施することがあります。ご指摘の案件についても、施設運営に支障を来さないよう緊急的な対応が必要であったことから、個別の協議を踏まえ指定管理者が対応したものです。なお、土居総合体育館は供用開始から相当年数が経過しており、今後も設備機器等の経年劣化に伴う突発的な修繕が発生する可能性があります。このため、修繕の実施及び費用負担については、事案ごとに内容、緊急性及び施設運営への影響等を勘案し、募集要項6(4)に基づき個別に判断することとなります。案件の緊急性等を考慮し、市と指定管理者で協議のうえ判断しています。
32		収支状況	収支分析及び収支計画立案に必要なため、四国中央市土居総合体育館等の指定管理業務に係る事業評価の補足資料(収支状況)は、四国中央市ホームページに令和6年度決算までは公表されているが、令和7年度決算が公表されていない為、ご教示ください。	市ホームページで公開しましたのでご確認ください。
33	仕様書	5 エ. スポーツ教室業務	現指定管理者と同様のスポーツ教室を実施するにあたり必要な備品購入費を適切に見積る必要があるため、スタジオレッスンで使用しているバーベル、プレート、ステップ台等備品の次期指定管理者への引継ぎの有無とその内容についてご教示ください。	指定管理者が独自で調達しているため、次期指定管理者には引き継がれません。事業計画の中で実施を予定している場合は、必要な備品を準備ください。
34	募集要項	8 (4)修繕費について (必要な備品の更新)	必要な備品の更新計画を立案するため、現指定管理期間に行った主な備品の更新内容(物品名・金額・リース契約の適用の有無)をご教示ください。またリース契約適用の判断は、どのような基準で行っているのかご教示ください。	トレーニング室に設置してあるマシン関連一式およびコースロープは現指定管理者にてリースをしています。リース期間は令和8年度末までとなります。引き継ぎ可否はリース会社を含めた協議が必要です。
35	申請書類	四国中央市土居総合 体育館指定管理業務 共同事業体協定書 (取引金融機関)第10 条	(様式11号)四国中央市土居総合体育館指定管理業務共同事業体協定書 第10条に代表者の名義により設けられた別口の預金口座との記載がありますが、共同事業体の場合、当該口座名義人は必ずしも共同事業体名義とする必要はなく別口の専用口座であれば代表企業名義(〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇)で良いかご教示ください。	お見込みのとおりです。
36		備品の所有区分	現地説明会資料の「キ. 備品購入等一覧」では、四国中央市が購入された備品3件および施設購入分1件が示されています。これ以外に施設内で使用されている設備・備品(フィットネスマシン等のトレーニング機器、券売機、POSレジ、事務機器、什器等)について、市が所有される行政財産と、現指定管理者が自己所有される物品との区分が分かる備品台帳等をご提示いただけますでしょうか。あわせて、現指定管理者の所有物のうち指定期間満了時に撤去・引き上げが予定されているものの範囲をご教示ください。	フィットネスマシン等のトレーニング機器、券売機、POSレジ、PC等の事務機器、スタジオ関連備品等は現指定管理者の持ち込みであるため、引き継ぎはできません。リースに関してはNo34の回答を参照ください。なお、ロッカーやアリーナ備品等に関しては市の備品です。
37		引き上げ引き上げ設 備の有償譲受	指定期間満了時に引き上げの対象となる設備につきまして、次期指定管理者が現指定管理者様から有償で譲り受けることは可能でしょうか。可能な場合、市が仲介・関与されるのか、当事者間の直接交渉によるものとなるのか、あるいは市が買い取った上で次期指定管理者に貸与するという選択肢もあり得るのか、あわせてご教示いただけますと幸いです。	No36の回答を参照ください。 市の備品以外の設備につきましては、応募者により準備していただきます。
38		会員管理システム・設 備の引継	会員管理システム、入退館ゲート・カードリーダー、券売機、POSレジ、防犯監視カメラ、施設予約システム等について、それぞれ市が保有され指定管理者に貸与されているものか、現指定管理者が自ら導入されたものかの区分をご教示ください。あわせて、現指定管理者が導入されたシステムについて、次期指定管理者が引き続き使用することが可能かどうかをご教示ください。	会員管理システム、入退館カードリーダー、発券機、POSレジは指定管理者が独自に持ち込んでおります。防犯カメラと予約システムは市の所有物です。また、現在の会員管理システムは指定管理者が独自に持ち込んだもののため次期指定管理者にて新たなシステム等を持ち込んでいただき、新たに会員情報を取得をしていただく必要があります。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
39		会員情報・決済情報の引継	現在ご利用いただいている会員の皆様の情報(氏名・連絡先・利用履歴)および決済情報(クレジットカード・口座振替)について、次期指定管理者への引継ぎは可能でしょうか。引継ぎができない場合、会員の皆様に再度お手続きをお願いすることになると考えられますが、その際の標準的な進め方と、市のご関与・周知の枠組みについてご教示ください。	個人情報となりますので引き継ぐことはできません。 また、引継ぎは現指定管理者と次期指定管理者にて進めていただきますが、現指定管理者から次期指定管理者に個人情報に該当する情報の引継ぎができませんので、引継ぎ期間中に館内に案内ブースを設けるなどして、利用者から直接取得をして頂く必要があります。 利用者の不利益にならないよう指定管理者間で協議の上、4月1日からもサービスを維持できるよう協議してください。
40		リース契約の承継	募集要項6(4)に「次期指定管理協定締結時にリース契約の満了していない備品はそのリース契約を引き継ぐ」旨の記載がございます。現在有効なリース契約について、対象備品・契約残期間・月額・リース会社の一覧をご提示いただけますでしょうか。あわせて、契約名義の変更にあたって必要となる手続(リース会社の与信審査の要否等)についてもご教示ください。	No34の回答を参照ください。 現在、指定管理者で契約しているものは期間が令和8年度までとなります。 契約名義変更に伴う手続きやリース会社による与信審査の要否等については、各リース会社の判断によるものであり、市ではお答えできません。次期指定管理者に決定した事業者において、必要な手続きを行ってください。
41		備品の更新費用の取扱い	募集要項6(4)に「指定期間中に必要な備品の更新に係る費用は、リースを基本として別途見積もることとし」との記載がございます。この「別途見積もる」の趣旨につきまして、①当該費用は指定管理料の積算とは別枠で市がご負担されるものでしょうか、それとも指定管理料の範囲内で指定管理者が見積もり負担するものでしょうか。②リース以外の方法(買取等)による更新を希望する場合の取扱いはいかがでしょうか。③指定管理者の交代に伴い、現在の指定管理者が所有される物品が引き上げられ、指定期間の開始時にまとまった数量の備品を調達する必要がある場合も、「備品の更新」として同様にお取り扱いいただけますでしょうか。	①指定管理者負担となります。 ②リースを基本としてください。 ③指定管理者交代に伴う備品調達については、「備品の更新」には含まれず、提案に当たって必要な備品については指定管理者において見込んでください。
42		職員の継続雇用	当社は地元法人として、現在この施設で働いておられる職員の皆様の雇用を、次期指定管理者として可能な限り継続したいと考えております。つきましては、①現在の施設職員の総数と内訳(雇用形態別＝正社員・契約社員・パート／アルバイト、勤務形態別＝常勤・非常勤、職種別＝施設管理・受付・フィットネス指導・プール監視・清掃・事務等)、②このうち現地で採用された職員(現指定管理者の本社からの出向・転籍者を除く)の人数と職種別内訳、③次期指定管理者による継続雇用が制度上可能か、可能な場合に職員ご本人の就業継続の意向確認をどなたがいつ行うことになるのか、④市・現指定管理者・次期指定管理者それぞれの役割分担と標準的な進め方について、ご教示ください。	①指定管理者のノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。運営に必要な人員数を確保いただきますご提案ください。 ②9月1日時点で約20名が在籍しており、そのうち約5割が四国中央市内の方です。職種別内訳は非開示といたします。 ③、④継続雇用の可否、職員本人への意向確認の実施者及び実施時期、並びに具体的な役割分担や進め方については、各事業者間で協議・調整のうえ行っており、市から示す標準的な手続きはありません。
43		雇用条件の引継範囲	職員の皆様を継続雇用する場合の雇用条件の引継ぎ(給与水準、勤続年数の通算、年次有給休暇残日数、退職金の取扱い等)について、市が定めておられるガイドラインはございますでしょうか。また、過去の指定管理者の交代事例における取扱いの前例がございましたらご教示ください。	職員の継続雇用に係る雇用条件の引継ぎ(給与水準、勤続年数の通算、年次有給休暇残日数、退職金の取扱い等)について、市として定めたガイドラインはありません。 関係法令等を踏まえたうえで、現指定管理者及び次期指定管理者の間で協議・調整ください。 なお、過去の指定管理者交代時における取扱いについては把握しておりません。
44		必置資格の範囲	様式第8号は「有資格者の名簿(一定の資格を求める場合)」とされておりますが、この「一定の資格」として具体的にどのような資格が求められるのかをご教示ください。プール監視員(救急救命・水泳指導)、温浴施設の管理、ボイラー技士、電気主任技術者、防火管理者等のうち、配置が義務づけられるものと必要人数についてお示しいただけますでしょうか。	様式第8号の有資格者名簿は、施設の安全かつ適正な管理運営を行うために必要な専門的資格を有する者の配置状況を確認するため提出を求めるものです。施設の管理運営に当たり、法令等により配置又は選任が必要となる資格者について記載してください。 なお、配置又は選任が必要となる資格については、応募者において業務内容、管理運営体制及び関係法令等を踏まえ適切に判断してください。
45		引継期間の運用と費用負担	引継期間(協定締結後から令和9年3月末まで)について、①次期指定管理者の職員が現場で立会い・OJTを行うことに関する現指定管理者の協力義務の範囲、②引継ぎの対象となる項目(業務マニュアル、鍵、図面、点検記録、取引先リスト、利用者対応履歴等)の具体的な範囲、③引継期間中に次期指定管理者側で発生する費用(引継人件費、システム移行費、研修費等)が指定管理料の対象となるか自己負担となるか、についてご教示ください。	① 引継ぎについては、募集要項10(3)に記載のとおり、市、現指定管理者及び次期指定管理者が協力し、円滑な業務開始に必要な範囲で実施するものとします。具体的な実施方法及び対応内容については、関係者間で協議の上決定します。 ② 引継ぎの対象となる資料及び項目については、施設管理及び運営に必要な範囲で市が判断するものとし、詳細は引継ぎ協議の中で決定します。なお、現指定管理者の独自の業務手法、運営ノウハウその他独自に作成した資料については、引継ぎの対象とすることを予定していません。 ③ 引継期間中に次期指定管理者側で発生する人件費、研修費、システム移行費その他引継ぎに要する費用については、応募事業者において見込むものとします。
46		指定管理料の支払時期	募集要項6(2)において、指定管理料の上限額・支払時期・支払方法等は基本協定書で定めるとされております。事業計画・収支計画の作成にあたり資金計画の前提となりますので、指定管理料の支払時期・支払回数(月次、四半期ごと、年度末一括等)の取扱いと、概算払い・前払いの制度の有無についてご教示ください。あわせて、現行の協定における支払サイクルの実績をお示しいただけますでしょうか。	四半期毎の支払いを想定していますが、詳細な支払時期及び支払方法については、市と指定管理者の協議において決定します。
47		支出の費目別内訳	現地説明会資料の収支決算では、支出が「人件費」「管理費」の2区分でお示しいただいております。収支計画を精緻に作成するため、管理費(令和7年度決算額93,384,721円)について、費目別の内訳(保守点検費、光熱水費、修繕費、業務委託費、その他管理費等)をご提示いただけますでしょうか。	市ホームページで公開している事業評価の補足資料をご確認ください。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
48		基準価格の算定根拠	指定管理料の基準価格(108,649千円／年)について、管理運営経費見込額および利用料金収入見込額それぞれの積算の考え方をご教示ください。特に、現地説明会でお示しいただいた過去の実績(令和7年度:支出計141,953千円、指定管理料66,239千円、利用料金75,887千円)との関係についてお示しいただけますと幸いです。	No10の回答を参照ください。
49		協議事項の発動基準	リスク分担表において「物価変動のうち収支計画に多大な影響を与えるもの」が市と指定管理者の協議事項とされております。5年間の指定期間における収支計画の前提として、①「多大な影響」と判断される変動の目安、②エネルギー価格の高騰がこれに含まれるか、③協議はどちらから申し入れるものか、についてご教示ください。あわせて、需要変動における「大規模な外的要因」の判断基準、消費税率変更時の協議の枠組み、不可抗力による休館時の指定管理料および利用料金収入の逸失分の取扱いについてもご教示ください。	①「収支計画に多大な影響を与えるもの」については、一律の数値基準は設けておらず、影響額、影響期間その他の事情を総合的に勘案し判断します。 ②エネルギー価格の変動については、指定管理者において一定の範囲で見込むべきものと考えておりますが、社会経済情勢の著しい変化により収支計画に重大な影響が生じた場合は、個別の事情に応じて市と指定管理者で協議します。 ③協議が必要と考えられる場合は、市又は指定管理者のいずれからも申し入れることができます。 また、需要変動における「大規模な外的要因」についても一律の基準は設けておらず、発生事由及び影響の程度等を踏まえ個別に判断します。消費税率の変更があった場合は、法令改正の内容等を踏まえ、必要に応じて協議します。 不可抗力による休館時の指定管理料及び利用料金収入の取扱いについては、発生事由、休館期間及び施設運営への影響等を勘案し、個別の事情に応じて市と指定管理者で協議します。
50		減免の実績	利用料金の減免について、減免による減収分は指定管理料に見込まれており補填は行わないものとされております。収入見込みの精度を高めるため、直近年度の減免の実績(減免総額、件数、主な減免区分)をご教示ください。	減免対象及び減免基準については条例及び規則に定めるとおりです。減免額及び減免件数は年度ごとの利用状況により変動するため、一律の想定は行っておりません。(令和7年度約30件、減免額約250,000円、主な内容は市中学総体など。)提案に当たっては、募集要項、仕様書及び関係例規等をご確認ください。
51		今後の大規模修繕の予定	令和9年度以降の5年間ににおいて、市が予定しておられる大規模修繕・改修工事の計画(工事内容、実施時期、休館の有無と期間)についてご教示ください。休館が生じる場合は利用料金収入に影響しますので、現時点でお示しいただける範囲で結構です。	No16の回答を参照ください。
52		法定耐用年数を超えた設備	募集要項6(4)に「法定耐用年数を超えた附帯設備等も存在する」旨の記載がございます。該当する設備の具体的な一覧(設備名、設置年、経過年数)をご提示いただけますでしょうか。あわせて、これらについて1件50万円以下の修繕であっても市のご負担について協議が可能とされている条項の、これまでの適用実績をご教示ください。	一覧はございません。 修繕費の負担区分については、募集要項6(4)に記載のとおり、修繕の内容及び施設の状況に応じて、個別に判断します。
53		修繕費枠の翌年度繰越	指定管理者が負担する年間10,000千円を上限とする修繕費について、残額が生じた場合は翌年度に繰り越すものとされております。①繰越分の会計処理の考え方、②指定期間の最終年度に残額が生じた場合の取扱い(精算の要否)、③5年間を通算して50,000千円の枠として修繕計画を立てて差し支えないか、についてご教示ください。	①修繕費の残額については、年度ごとの修繕実績を管理し、翌年度に繰り越して使用できるものとします。なお、会計処理については関係法令等に基づき適切に処理してください。 ②指定期間最終年度終了時の残額の取扱いについては、協定書等に基づき取り扱います。 ③残額が生じた場合に翌年度に繰り越すことは可能ですが、過去の実績を基に年間10,000千円を見込んでいます。修繕の実施に当たっては、施設の状況に応じて各年度に必要な対応を行ってください。
54		業務の一部委託	現在、清掃、警備、設備保守、プール水質管理等の業務について再委託が行われている場合、その範囲とおおよその規模をご教示ください。あわせて、業務の一括委託が禁止されている中で、市の承認を要する「業務の一部委託」に該当する範囲の考え方をお示しく下さい。	再委託については、業務内容等を考慮し、あらかじめ市が認めたものとなります。提案内容に応じて個別に判断します。
55		利用料金と自主事業の対価の区分	四国中央市体育施設条例 別表第3に定める「利用料金」と、指定管理者が自主事業として実施する事業の対価との区分につきまして、考え方をご教示ください。具体的には、①施設の使用そのものに対して徴収するもの(アリーナ・プール等の使用料)が条例上の利用料金に当たり、②指定管理者が独自に企画・提供するプログラムの参加費・会費等は自主事業の対価として指定管理者が定めるもの、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56		スクール受講料の区分	スクール・教室等において参加者の方から受講料(参加料)を頂戴する場合、これは条例別表第3の「入場料を徴収するとき」の加算区分の対象となりますでしょうか。それとも個人使用に係る利用料金、あるいは「アマチュアスポーツ・入場料を徴収しない」区分として取り扱われますでしょうか。	スクール・教室等の実施形態は事業内容により異なるため、受講料(参加料)の徴収をもって一律に「入場料を徴収するとき」又は「自主事業」と判断するものではありません。利用料金区分については、条例等に基づき事業内容ごとに判断します。なお、現在の取扱いについては公表している参考資料をご参照ください。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
57		命名権・企業スポンサー・広告の可否	業務仕様書において、自動販売機収入を除く自主事業は行政財産の目的外使用に該当し、市の許可および使用料の納入が必要とされております。ネーミングライツ(施設命名権)、企業スポンサーによる冠協賛、館内広告の掲出について、①許可の判断基準、②使用料の算定方法と水準、③命名権については議会の議決等の手続を要するか、をご教示ください。	ネーミングライツ、企業スポンサーによる冠協賛及び館内広告の掲出については、現時点で市における統一した方針等がございません。提案内容に応じて協議を進めることになると思います。
58		興行の使用料区分	入場料を徴収するプロスポーツ興行等を自主事業として実施する場合、施設使用料につきまして、四国中央市体育施設条例 別表第3その1の加算区分のうち、大会の性質によって「アマチュアスポーツ」(10倍)と「アマチュアスポーツ以外」(20～30倍)のいずれに該当するか、判断の考え方をご教示いただけますでしょうか。また、条例上の使用料算定によらない特例的な料金設定(売上高等に応じた算定方法)について協議の余地があるかにつきましても、あわせてご教示ください。	いただいた内容であればアマチュアスポーツ以外に該当します。また、必要な場合は個別案件ごとに協議を行います。
59		二次審査への外部専門家の同席	二次審査ヒアリングの出席者につきまして、募集要項9(3)に定める「代表者及びその社員」に加えて、外部の専門家・アドバイザー等を補助的に同席させることは可能でしょうか。可能な場合に必要となる手続につきましても、ご教示いただけますと幸いです。	募集要項に定めているとおり、原則として「代表者及びその社員(任意団体にあっては構成員)」に限ることとしております。したがって、運営や審査の補助を目的とした外部の専門家・アドバイザー等の同席は認められません。
60		決算書類の代替	提出書類ク「財産目録・利益処分計算書」につきまして、株式会社の標準的な決算書類にはこれらの名称の書類が含まれておりません。株主資本等変動計算書および個別注記表等をもって代えることは可能でしょうか。	可能です。
61		報告様式の事前入手	月次業務報告書(翌月10日まで)、中間報告(当該事業年度の10月15日まで)、年次事業報告書(翌年度5月31日まで)につきまして、現行の様式を申請段階または引継段階で事前に拝見することは可能でしょうか。	収支報告書は年度での報告となりますので現在、公開している情報以外の資料はございません。
62		教室・スクールの参加人数内訳	現地説明会資料の「ケ. 教室等実績」では、総合型地域スポーツクラブの実施状況をお示しいただいております。これ以外に実施されているコース型教室・短期教室・有料プログラム等につきまして、教室ごとの定員と直近年度の実申込人数の内訳をご教示いただけますでしょうか。事業計画の作成にあたり、現在ご利用いただいている皆様に必要とされている教室を見極めるための基礎資料とたく存じます。	指定管理者の自主事業であり運営に関するノウハウを含むため非開示といたします。実施を予定している事業に関してご提案ください。
63		テナント誘致の可否	施設の一部を第三者に使用させる形態(飲食店・カフェ・物販店等のテナントの誘致)は可能でしょうか。可能な場合、行政財産の目的外使用許可の手続、使用料の算定方法、許可の期間、および指定管理者が転賃する形となるか市が事業者へ直接許可される形となるか、についてご教示ください。	自主事業としてご提案ください。実施にあたっては、関係法令及び条例、設置目的等に基づき個別に判断します。使用許可やその方法については、市が判断します。
64		共同事業体の要否と業務委託	現在の指定管理者は、ビルメンテナンス業務を行う企業と共同で運営されていると伺っております。次期の指定管理者につきましても、設備管理・清掃等を担う事業者と共同事業体を構成することが要件となりますでしょうか。それとも、指定管理者が単独で申請し、設備の保守管理等をを外部への業務委託により実施する形でも差し支えないでしょうか。	共同事業体の構成を応募要件とするものではありません。募集要項に定める応募資格を満たす法人等であれば、単独で申請することができます。また、設備管理、清掃その他の個別業務については、募集要項及び仕様書に記載のとおり、業務の一括委託に該当しない範囲において、あらかじめ市が認めた場合は第三者へ委託することができます。
65	申請書類	指定管理者指定申請書	名称及び代表者の氏名について、共同事業体で申請する場合、名称は共同事業体名で、その下に代表団体名、代表者の氏名を記載すれば宜しいでしょうか？ また、本様式は代表団体のみが提出するという認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
66	申請書類	7.施設の管理運営に関する収支計画	※別紙様式により作成のうえ添付してください。 とは、様式第5号及び第6号のことで宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
67	申請書類	有資格者の名簿	様式第8号については、募集要項10ページにて一定の資格を求める場合との記載がございますが、今回の公募においての一定の資格に該当するものをご教示ください。 仕様書上では今回資格要件の記載が無いようにお見受けできますので提出は必要ないということでしょうか？ また、提出が必要な場合は、個人情報保護のため個人名をマスキング(黒塗り)して提出してもよろしいでしょうか。	募集要項8(1)サの有資格者名簿(様式第8号)は、施設の安全かつ適正な管理運営を行うために必要な専門的資格を有する者の配置予定状況を確認するための資料として提出を求めるものです。 業務実施に当たり配置を予定している有資格者について記載してください。記載にあたって、マスキングは行わないでください。
68	申請書類	共同事業体名	様式第9号及び10号には共同事業体名の記載欄が無いようにお見受けできますが 記載は必要ないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
69	申請書類	申請書類等	コ登記事項証明書 については、今年度4月以降に取得したもので問題ございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
70	申請書類	申請書類等	シ労働保険料の納付証明書 については、今年度4月以降に取得したもので問題ございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
71	申請書類	申請書類等	ソ事務所等の所在地見取り図・写真についてはマップにて所在地をお示ししたもので宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
72	申請書類	申請書類等	チ 印鑑登録証明書の写しについては、今年度4月以降に取得したもので問題ございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
73	申請書類	申請書類等	タ 使用印鑑届について、様式があればお示ください。 任意の場合、宛名は四国中央市長様あて 使用するための文言は ・上記の印鑑は、指定管理者の申請書類、契約の締結並びに指定管理料の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。 という文言にて問題ございませんでしょうか？	使用印鑑届について、市指定の様式はありません。 文言についても問題ありません。
74		二次審査	二次審査の実施が10月下旬とのことですが、可能であれば具体的な日程候補日が決まっていればご教示いただけませんか？	令和8年10月31日(土)に四国中央市役所において開催を予定しております。
75	参考資料	オ 水光熱使用料	令和6年度の後半から電気使用量、料金共に大幅に減少している要因をご教示ください。	電力会社は指定管理者にて安定供給やコストメリットを考慮して選定しています。 なお令和6年2月28日から6月28日の間は2階空調機更新工事のため空調使用できなかった期間があり、電気代が減少しております。
76	参考資料	イ 在籍属性	この人数表は、4月から3月までの合計会員数でお間違えありませんか？ 例えば、男性小学生は令和7年度811名となっており、毎月平均で約67名が在籍されていたという見方で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
77	参考資料	2-(2)ア売上実績	子供スイミングスクールは会費収入に入っているということでお間違えありませんか？	お見込みのとおりです。
78	申請書類	申請書類等	「ケ 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書」について、弊社が四国中央市内に事業所がないため、本社所地での市税の納付証明書で問題ないでしょうか。 また、直近年の証明書という認識で問題ないでしょうか。	本市に納税義務がない場合は本社所在地の市税に未納のない証明書をご提出ください。 法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書はその3の3をご提出ください。
79	募集要項	8 リースについて	現指定管理者が持ち込まれている備品一覧及びリース備品一覧(物件名、金額、契約期間)をご教示ください。	フィットネスマシン等のトレーニング機器、券売機、POSレジ、PC等の事務機器、スタジオ関連備品等は現指定管理者の持ち込みであるため、引き継ぎはできません。リースに関してはNo34の回答を参照ください。 なお、ロッカーやアリーナ備品等に関しては市の備品です。
80	募集要項	8 リースについて	「次期指定管理協定締結時にリース契約の満了していない備品については、次期指定管理者にそのリース契約を引き継ぐものとします。」とありますが、現指定管理者において指定管理期間満了時にリース契約が満了していない備品(物件)がある場合は、リース物件名、リース金額、契約期間をご教示いただけますでしょうか。また、本リース契約の引継ぎ手続き等につきましては、新旧事業者間の協議によるものとの理解でよろしいでしょうか。	指定期間終了時にリース契約期間が残存している備品がある場合は、募集要項6(4)の規定に基づき、次期指定管理者へ引き継ぐものとします。 なお、現指定管理者が締結しているリース契約に係る物件名、契約金額、契約条件等の詳細については、No34の回答を参照ください。 また、引継ぎの具体的な方法及び手続きについては、市、現指定管理者及び次期指定管理者との協議により決定します。
81	参考資料	設備維持管理業務	設備維持管理業務全体の各対象業務について、現行の業務仕様書、点検報告書、関係する平面図、機械図面、電気図面、防災図面等のご開示をお願いいたします。 また、各対象設備の機器リスト表のご開示をお願いいたします。	業務仕様書、点検報告書、機器リスト表については、市で整備しているものはございません。平面図、機械図面、電気図面、防災図面については、公募資料として開示している図面等をご確認ください。(建築当時の図面であるため、現状と一致しない箇所もあります。)
82	参考資料	設備維持管理業務	建築設備保守管理業務の各設備について、委託先メーカー、代理店等の企業名と連絡先をご教授お願いいたします。	委託メーカー等は指定管理者において選定しており、詳細な管理方法、点検内容、委託内容等については、現指定管理者の維持管理手法及び運営ノウハウに関する情報を含むため非開示といたします。
83	参考資料	設備維持管理業務	清掃業務について、各項目の対象範囲、面積等が分かる資料のご開示をお願いいたします。 また、フローリングワックスやビニールタイルのワックスに指定はありますでしょうか。 あるようでしたら、メーカー、品番等のご教授をお願いいたします。	現在の清掃範囲や面積は現指定管理者にて設定しているものです。 清掃範囲は事業者にて、運営に必要な範囲等を対応してください。 なお、ワックスの指定はございません。 No.2の回答を参照ください。
84	参考資料	設備維持管理業務	環境衛生管理業務について、上水・井水水質検査、プール水質検査、浴槽水質検査の分析測定項目及び検体数のご教授をお願いいたします。 また、植栽管理の委託先企業の企業名と連絡先のご教授をお願いいたします。	上水・井水水質検査、プール水質検査、浴槽水質検査については、関係法令及び関係基準に基づき適切に実施してください。 また、植栽管理を含む各種業務の選定も指定管理者が行っており、委託先事業者名、連絡先その他契約に関する情報については応募者において委託先を選定しご提案ください。
85	募集要項	7 8.管理に要する経費 (2)管理運営費	令和9年度からの指定管理料年間予算が税込108649千円と従来金額より、大幅に高騰しているが、高額化している要因は何か？	No10の回答を参照ください。
86	募集要項	10 8.申請書類等(1)申請書類費	サ 有資格者の名簿(一定の資格を求める場合)と記載があるが、この一定の資格を求める場合とは具体的にどの資格のことを言いますか？	様式第8号の有資格者名簿は、施設の安全かつ適正な管理運営を行うために必要な専門的資格を有する者の配置状況を確認するため提出を求めるものです。施設の管理運営に当たり、法令等により配置又は選任が必要となる資格者について記載してください。 なお、配置又は選任が必要となる資格については、応募者において業務内容、管理運営体制及び関係法令等を踏まえ適切に判断してください。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
87	【補足資料】(指定 管理者作成)		令和4年度決算において、収入計にて、その他9,338,020円が計上され、営業補填9,304,499を含むと記載ありますが、この収入・営業補填の要因はなんでしょうか？	新型コロナウイルス感染症による休館に伴うものです。
88	【補足資料】(指定 管理者作成)		令和4年度決算において令和5.6年度と比較し、保守点検費がこの年度が高額となっており、逆にその他管理費が低額となっている要因は何でしょうか？	令和4年度と令和5年度の各項目の差異は計上先の違いによるものです。令和5年度からは計上先に変更はありません。
89	【補足資料】(指定 管理者作成)		令和4～6年度ともに事業収支がマイナスとなっている主な要因は何ですか。	昨今の物価上昇、最低賃金等の上昇、施設老朽化に伴う、中規模修繕等の増加によるものです。
90	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	日常清掃の仕様内容(対象場所、作業内容、作業方法、作業周期)をご教授願います。 また定期清掃の仕様内容(対象場所、作業内容、作業方法)も併せてご教授願います。	日常清掃及び定期清掃の実施方法については、施設の安全性、衛生環境及び利用者サービスを確保するため、指定管理者が施設の利用状況及び施設特性を踏まえ適切に実施するものとします。 No.2の回答をご参照ください。
91	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	建物の維持管理(清掃員除く)に係る、作業人員と作業時間をご教示願います。 (人数/1日×作業時間/1日)	指定管理者のノウハウに関する情報となりますので非開示といたします。 必要な人員と時間をご提案ください。
92	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	設備保全に係る、現状の点検周期、委託先、委託金額についてご教示願います。	No2の回答を参照ください。
93	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	日常清掃に関わる作業人員と作業時間をご教示願います。 (人数/1日×作業時間/1日)	指定管理者のノウハウに関する情報となりますので非開示といたします。 必要な人員と時間をご提案ください。
94	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	分別の種類と種類ごとの年間排出量(R4～R7年度)をご教示願います	一般廃棄物 2t1車/月 程度、産業廃棄物 4t1車/年 程度です。
95	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	排出された(回収した)廃棄物の集積場所(ダストボックス)等の有無についてご教示願います	建物南側に一般廃棄物用ダストボックスがあります。 それ以外の廃棄物に関しては一旦プール下空調機械室通路に集めています。
96	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	休館日の清掃・設備管理等の維持管理運用はいかがなおりますか？また関川河川敷ふろさと広場内グラウンドは火曜日が休業ではないが、火曜日でも受付や常駐での対応は必要ですか？	休館日及び休業日においても、施設の維持管理上必要な清掃、設備点検、保守その他の業務については、指定管理者において適切に実施してください。 また、関川河川敷ふろさと広場内グラウンドについては、募集要項及び仕様書に記載のとおり火曜日を休業日としていません。施設の受付及び利用者対応については、利用に支障が生じないよう適切な体制を確保してください。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
97	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	保安警備業務の現行体制は警備員による保安か機械警備による運用か教えてください。	機械警備です。
98	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	備品管理業務とは什器類の管理や貸し出し等の管理の認識でしょうか？	備品管理業務には、施設運営及び利用者サービスの提供に必要な備品の管理を含みます。 備品の保管、点検、修繕、更新、貸出しその他適切な維持管理を行ってください。
99	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	施設設備台帳(設備名称、形式、能力、台数、設置年数)をご教示願います。	閲覧資料としております図面等(建築当時の図面であるため、現状と一致しない箇所もあります。)をご確認ください。指定管理者が整備している施設設備台帳(設備名称、型式、能力、台数、設置年等)については、施設の維持管理に関するノウハウや詳細情報を含むため、非開示といたします。
100	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	市が予定している大規模改修・長寿命化工事計画があればご提示願います。	No16の回答を参照ください。
101	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	プールの水抜き、水張り、昇温時間をご教示願います。	プールの水抜き、水張り及び昇温に要する時間については、運転方法、外気温、水温、設備の稼働状況その他の条件により変動します。 これらの運用方法については、応募者において施設の現況及び設備構成等を確認の上、ご提案ください。
102	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	浴槽の水抜き、水張り、昇温時間をご教示願います。	No101の回答を参照ください。
103	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	現指定管理者から予算要求の上がっている修繕対象をご教示願います。	施設及び設備は経年劣化が進行していることから、修繕の必要性については日常点検及び定期点検等の結果を踏まえ、その都度市と指定管理者で協議しています。 現時点で今年度予算要求を予定しているものではありません。
104	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	備品台帳をご提示願います。	開示します。
105	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	設備に関する市民からの苦情があればご教示願います(プール温度が低いなど)。	施設の供用開始から相当年数が経過していることから、設備の経年劣化等起因する意見や要望が寄せられる場合がありますが、市指定管理者で協議のうえ、適宜対応を行っています。
106	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければならない業務	四国中央市が期待する設備管理についてご教示願います。	市が期待する設備管理とは、施設の設置目的を達成するために必要な設備、機器、備品等の性能を維持し、安全かつ良好な利用環境を確保することです。設備管理に当たっては、関係法令等を遵守し、日常点検、保守点検、修繕等を適切に実施するとともに、故障や事故の未然防止及び利用者サービスの維持向上に努めてください。なお、具体的な実施方法については、応募者の提案によるものとします。

番号	資料の種類	ページ項目	質問内容	回答
107	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	現指定管理者の持ち込み備品で、交代時撤去されることで市民サービス低下が想定されるものがあればご教示願います。	No36の回答を参照ください。
108	仕様書	5 5.業務内容 (3)施設の維持管理 関して行わなければ ならない業務	現行の警備会社をご教示願います。	No2の回答を参照ください。
109	募集要項	11 8申請書類等 (2)申請に当たっての 留意事項 ウ接触の禁止	募集要項では、「選定評価委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には失格となることがあります。」と記載されています。応募者が適切に対応し、意図せぬ接触を避けるため、選定評価委員会委員の氏名及び所属、又は委員構成についてご教示ください。	選定評価委員の氏名や所属につきましては、審査の公正性・中立性を確保し、特定の委員への働きかけや不当な接触を防止する観点から、審査終了までの間は非公開としております。そのため、現時点(審査前)でお答えすることはいたしかねますが、すべての審査が終了した後の個別のお問い合わせ等につきましては、適宜お答えいたします。
110	募集要項	10 8 申請書類等 (1) 申請書類等	募集要項P8 申請書類のうち、(1)のクについて、当社は株式会社のため、会社法に基づき、作成義務のない財産目録の作成を行っておりません。この場合、理由書を提出の上、提出不要の理解でよろしいでしょうか。また、利益処分計算書は2006年会社法改正により作成義務がないため、作成しておりません。準ずる書類として、株主資本等変動計算書及び個別注記表の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	募集要項	10 8申請書類等 (1)申請書類等 ケ 市税並びに法人 税、消費税及び地方 消費税について滞納 がないことの証明書	申請書類のうち、(1)のケについて、国税はその3の3の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	募集要項	13 11モニタリング・実績 評価について	募集要項において、「指定期間中途における中間評価については、第三者的機関による評価を実施する」とありますが、当該第三者的機関とは、スポーツ施設運営や財務・会計、マネジメント、公共事業(PPP・PFI全般)に精通し、専門的知見を有するほか、地域状況も把握した外部有識者(第三者)を、指定管理者が選定するものであり、指定期間を通じて継続的に施設運営に関する助言を受けるものとの認識でよろしいでしょうか。また、第三者機関も毎月の定例会に同席するという認識でよろしいでしょうか。	毎月の定例会の開催方法等については、募集要項等を参考にご提案ください。
113	参考資料	利用料金収集計表	参考資料によると、利用料金収入は令和6年度の76,856千円から令和7年度は75,887千円に減少しています。施設休館等の特殊要因ではなく人口減少等による自然減という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 特に施設休館等の特殊要因はありません。
114	募集要項	13 業務の引継ぎ	募集要項において、「現指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように引継ぎを行う」とありますが、現在の会計システムや会員管理システム(月額会費の請求や情報管理、登録証発行等のシステム全般や付属設備を含む)は市の保有のものではなく、現指定管理者独自のシステムを持ち込んだものであり、引き継ぐことは難しいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 現在のシステムは市保有の物ではなく、現指定管理者が持ち込んだシステムですのでそのシステムを引き継ぐことは出来ません。
115	募集要項	13 業務の引継ぎ	募集要項において、「現指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように引継ぎを行う」とありますが、個人情報に該当する会員情報及び利用者情報は、利用者の同意なしに現指定管理者から次期指定管理者へ引き継ぐことはできないと思われます。この場合、次期指定管理者は、会員登録手続き、会費決済手続、その他会員管理に必要な手続きを新たに実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	個人情報は利用者の同意なく引く継ぐことはできません。 指定管理者変更の際は新たに利用者から会員情報を取得する必要があります。No.17の回答をご参照ください。